

議案第105号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例を制定するについて

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を、次  
のとおり改正するものとする。

平成30年12月14日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部を  
改正する条例

第1条 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（平成  
24年宇治市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「100分の107.5」を「100分の1  
10」に、「100分の122.5」を「100分の125」に  
改める。

第2条 宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の一部  
を次のように改正する。

第12条第2項を次のように改める。

2 期末報酬の額は、平均基本報酬額に100分の117.5を  
乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年6月1日から適用する。

（期末報酬の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の宇治市非常勤職員の勤務時間、報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末報酬は、改正後の条例の規定による期末報酬の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市非常勤職員の報酬について、所要の改正を行うものであります。